

平成 29 年度 飯山市国民健康保険事業計画

1 目 的

飯山市国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うため、平成 29 年度における運営の基本方針と主な取り組みについて定めるものである。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

特定健康診査・特定保健指導を行い、生活習慣病の早期発見と予防に努めることにより、医療費の抑制を図る。また、第 2 期特定健診・特定保健指導実施計画に基づき、特定健診実施率 60%、特定保健指導実施率 60%を目指す。

(2) 普及啓発事業・疾病予防事業の推進

被保険者の健康増進、疾病予防、及び医療費の適正化を図るための普及啓発事業を実施する。

(3) 人間ドック費用の助成

人間ドックに係る費用の一部を助成することにより、受診しやすい環境をつくるとともに、疾病の早期発見、健康への意識高揚を図る。また、節目年齢対象者への受診勧奨を行うことにより受診機会の向上に努める。

(4) 財政基盤の安定化の確保

適正な国民健康保険税率について調査・検討を行うとともに、保健事業の推進による医療費の抑制等経営努力に取り組み財政の安定化を図る。

(5) 医療費適正化の推進

レセプトの内容点検、資格点検、重複・頻回受診者対策に取り組み、医療費適正化の推進を図る。

(6) 適用適正化の推進

被保険者の適正な適用事務を行うため、資格の的確な把握を行う。

(7) 広報啓発事業の推進

被保険者はもとより、広く市民に対して国保制度・国保財政、医療費の実態、健康づくりなどのための広報活動を推進する。

(8) 実施体制の整備

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業の実施を図る。

3 事業計画

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

事業名	内 容
特定健康診査事業	生活習慣病の予防に着目した特定健康診査事業を効果的・効率的に実施することにより、被保険者の健康の増進を図る。 また、未受診者対策として、被保険者の実態を考慮した受診環境の整備を図るとともに、電話等による受診勧奨を行う。 (対 象 者) 40 歳から 74 歳までの被保険者 (実施時期) 7 月から 9 月まで

	(実施方法) 各地区公民館等を会場とした集団健診（市内 14 会場において延 31 回予定） (自己負担) 無料（詳細な健診を本人希望により実施する場合は自己負担あり） (案内方法) 健康カレンダー（健診日程）の全戸配布、広報誌・ホームページへの掲載、ケーブルテレビでの啓発番組放映、未受診者への勧奨（電話・ダイレクトメール等） (未受診者対策) 集団健診未受診者を対象に飯水医師会内の個別健診可能な医療機関を紹介し受診を勧奨する。（前年度は 58 名受診）
特定保健指導事業	特定健康診査の結果から動機付け支援及び積極的支援に階層化された被保険者に対して、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。 (対 象 者) 特定健診受診者のうち、動機付け支援及び積極的支援の該当者 (実施時期) 9 月から 3 月まで（初回面接） (実施方法) 動機付け支援：健康づくり事業団に委託 積極的支援：保健センター（市保健師） (自己負担) なし (案内方法) 対象者への利用券個別郵送、広報誌・ホームページへの掲載
普及啓発事業・疾病予防事業	健康に関する正しい知識の普及啓発と健康への意識の高揚を図るための事業を実施する。 ○ケーブルテレビ番組を通じての啓発事業 健康に関する番組を作成し、ケーブルテレビ（i ネット）で放映することにより、健康に対する意識の高揚を図る。 (実施時期) 通年 ○健康教室の開催 保健センター等における健康教室の開催により、健康に対する意識の高揚及び寝たきり予防の推進を図る。 (実施時期) 通年
人間ドック費用の助成	(実施時期) 通年 (対 象 者) 35 歳以上の国保被保険者 (助 成 額) 日帰り 20,000 円 1 泊 2 日 25,000 円 節目年齢 30,000 円※ 5 歳毎の年齢（35 歳・40 歳・45 歳・・・） (案内方法) 国保日より・広報誌・ホームページへの掲載、節目年齢対象者にはダイレクトメール（はがき）を送付
財政基盤の安定化の確保	○特定健康診査事業を始めとした保健事業の推進により医療費の抑制を図る。 ○適切な国民健康保険税率について調査・検討を行う。 ○国民健康保険税の収納率を維持するとともに、未納者の解消に向けた対策を検討する。
医療費適正化の推進	○レセプトの内容点検 レセプトの内容点検を行い、疑義のあるレセプトについては再審査の請求を

	行う。 （実施時期） 通年 （実施方法） レセプト点検専門の職員を雇用し実施 ○レセプトの資格点検 レセプトの資格、種別の調査を行い、過誤のあるレセプトについては過誤調整及び不当利得等の請求を行う。 （実施時期） 通年 （実施方法） 職員が実施 ○医療費通知の送付 診療を受けた被保険者に対して、医療機関名や費用額等を記載した通知を送付する。 （実施時期） 年間２回（４月～６月受診分、７月～９月受診分を通知） ○後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の送付 ジェネリック医薬品の利用を促進するため、調剤を受けた被保険者に対して、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減見込額を記載した通知を送付する。 （実施時期） 年間２回（４月調剤分、１０月調剤分） ○第三者行為及び不正不当利得の返還請求の実施 ○退職者医療制度への適用の推進
訪問相談の実施	○頻回受信・重複受診の被保険者を抽出し、訪問相談などにより受診の適正化を図る
適用適正化の推進	①資格の適正化について ○ 国民年金第１号・第３号被保険者資格喪失者一覧表を活用して、厚生年金保険等の資格を取得した者に対して、国保の資格を確認し、国保と社保の保険資格が重複していると思われる者に対し、保険資格の異動手続きを促す。 ○ 国民年金第２号被保険者資格喪失者一覧表を活用して、会社等を退職したことにより厚生年金等の資格を喪失した者に対して、国保加入の手続きを促す。 ○ 被保険者資格の的確な把握を行うため、１２月を適用適正化強化月間と定め、特に擬制世帯を対象として調査を行い、適用の適正化に努める。 ②居所不明被保険者の実態調査について 国民健康保険証、医療費通知、後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知等の返戻分について、実態調査を行い、その結果を台帳に整理し、実態のつかめない者は市民係に住民登録の職権消除の依頼を行う。 ③国民健康保険税の適正賦課について 税務課と協力し適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を徹底する。未申告者に対しては、保険税の軽減措置などが講ぜられないなど、申告の必要性を窓口やＨＰ等で周知する。

広報啓発事業の推進	① 市広報紙の活用 市広報紙に、国保に関する記事を掲載し、国民健康保険制度の周知・徹底を図る。 ② インターネットの活用 市のホームページで国保制度の概要等の紹介に努める。 ③ パンフレット等の配布 ○年1回「国保だより」を発行し、国保制度の概要等を印刷して全戸配布する。 ○「国保べんり帳」を発行し、被保険者証の更新時や新規加入手続き時に配布することにより、国保制度に対する周知を図る。
------------------	---

4 実施体制

(1) 市民環境課（国保年金係）

- ① 総合調整・普及啓発
- ② 特定健康診査、特定保健指導
- ③ 人間ドック費用の助成
- ④ 医療費適正化の推進

(2) 保健福祉課（健康増進係）

- ① 特定健康診査、特定保健指導
- ② 普及啓発・疾病予防
- ③ 訪問相談

(3) 地域包括支援センター（介護支援係）

- ① 普及啓発・疾病予防
- ② 高齢者活動支援